

障がい者医療福祉費支給制度（マル福・マル特）について



マル福とは、茨城県の制度です。マル特とは、東海村独自の制度です。

マル福・マル特制度は、保険適用分の医療費に対して助成を行うものです。保険適用外の費用（予防接種や薬の容器代等）については助成できませんのでご注意ください。

マル福制度には、所得制限（※裏面表参照）があります。所得の判定を行い、所得制限内である場合は「マル福」、所得制限を越え、1,000万円未満の所得である場合は「マル特」となります。

1. 対象者

東海村に住所があり、各健康保険に加入している方で、所得制限額に満たない、以下の①～⑧のいずれかに該当する方。

- ① 身体障害者手帳1級・2級の方
- ② 身体障害者手帳3級で内部障害（心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルス・肝臓）のある方
- ③ 療育手帳マルA、Aの方
- ④ 身体障害者手帳3または4級でかつ療育手帳B（知能指数が50以下）の方
- ⑤ 特別児童扶養手当1級の方
- ⑥ 障害年金1級を受給している方
- ⑦ 精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ⑧ 精神障害者保健福祉手帳2級でかつ身体障害者手帳3または4級または療育手帳B（知能指数が50以下）の方

※65歳以上75歳未満の一部の方について、後期高齢者医療保険制度への加入が要件となります。

2. 助成が受けられる期間

毎年7月1日から翌年6月30日までの1年更新

3. 申請に必要なもの

- 健康保険証
- 印鑑（シャチハタ不可）
- 口座番号のわかるもの（通帳やキャッシュカード）
- 障がいの程度が分かる書類（身体障害者手帳や療育手帳など）
- 窓口来庁者の写真つきの身分証明書
- （県外からの転入の場合）課税証明書（所得金額・扶養人数が確認できるもの）
- （県内からの転入の場合）医療福祉費受給者証交付状況証明書

※なお、未申告等により、所得が確認できない場合は医療福祉制度の助成は受けられません。

4. 更新について

毎年6月末に更新があります。所得不明の方を除く受給者全員に、新しい医療福祉費受給者証（以下、「受給者証」）をご自宅へ郵送します。

健康保険証に変更があった場合や、住所や氏名に変更があった場合は役場窓口への手続きが必要です。

※所得不明の方については、別途通知します。

5. 医療機関にかかる場合

<茨城県内の病院等の場合>

「健康保険証」・「受給者証」を提示します。保険適用分については無料になります。

<茨城県外の病院等の場合>

茨城県外の病院等で診察を受ける場合は、「受給者証」は使用できません。

医療機関窓口では「健康保険証」を提示し、自己負担金をお支払いください。後日、役場窓口へ領収書の払い戻しの申請をしてください。

6. その他～こんなときは役場での手続が必要です！

★ 健康保険証が変わった

健康保険証の保険者番号・記号・番号に変更があると、医療機関では使用できません。「健康保険証」・「受給者証」・「印鑑(シャチハタ不可)」を持参し、役場窓口までお越しください。

★ 受給者証を紛失してしまった

「健康保険証」等、氏名が分かるものと「印鑑(シャチハタ不可)」を持参し、役場窓口までお越しください。

★ 転出することになった

<茨城県内への転出の場合>

- ・転入先で引き続きマル福制度を受けることができます。ただし、東海村で発行する受給者証は、転出日の前日で利用できなくなりますので、役場へ返却するか、ご自宅で裁断し、破棄してください。

- ・転出の際、役場窓口にお越しいただき、「医療福祉費受給者証交付状況証明書」の交付を受け、転出先のマル福の担当へ提出してください。

<茨城県外への転出の場合>

- ・マル福制度は転出日の前日まで利用できなくなります。受給者証は役場へ返却するか、ご自宅で裁断し、破棄してください。※転出後、東海村の受給者証をご使用になった場合は、返金していただくことになりますのでご注意ください

表 「所得制限額」

扶養親族数	本人	配偶者・扶養義務者
0人	512万9,000円	628万7,000円
1人	550万9,000円	653万6,000円
2人	588万9,000円	674万9,000円
3人以上	扶養親族が1人増えるごとに、 38万円を加算。	扶養親族が1人増えるごとに、 21万3,000円を加算。

※表の金額以上で1,000万円未満の所得がある場合は、東海村独自の医療費助成制度（マル特）に該当となります。所得が1,000万円を超える方は、医療費の助成を受けることができません。